



茨木市

市民会館跡地エリア（新施設・広場）

管理運営計画



令和3年（2021年）5月



茨木市  
Ibaraki City



## 目次

---

はじめに 計画策定の目的と位置づけ .....	1
第1章 事業概要・基本理念 .....	2
1 市民会館跡地エリア整備事業の概要 .....	3
2 管理運営の基本理念 .....	6
第2章 機能別の管理運営計画 .....	7
1 ホール等施設 .....	8
2 図書館 .....	12
3 子育て支援 .....	16
4 市民活動センター .....	22
第3章 施設全体の管理運営計画 .....	24
1 管理運営の内容 .....	25
2 管理運営の体制 .....	26
3 施設の利用 .....	28
4 維持管理経費と多様な財源 .....	33
第4章 今後の進め方 .....	37
1 跡地エリアの全体スケジュール .....	38
2 今後の進め方 .....	39



# はじめに



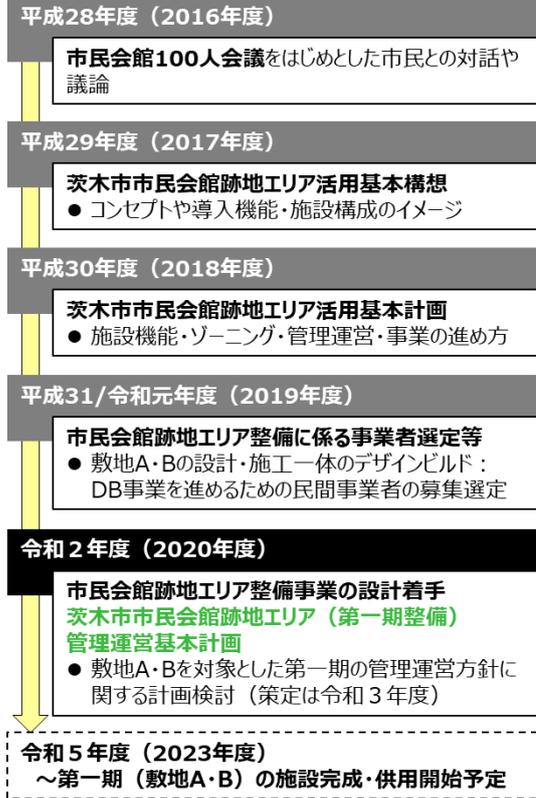
## 計画策定の目的と位置づけ

市民会館跡地を含む周辺エリアの活用については、「市民会館 100 人会議」をはじめとした市民の皆さまとの対話や議論を経て、平成 29 年度(2017 年度)に策定した「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」において、コンセプトや導入機能・施設構成などのイメージを示しました。

その後、平成 30 年度(2018 年度)に基本構想をより具体化するものとして、利用者等へのヒアリングやアンケート、また、市民ワークショップや広場の社会実験など、さまざまな形での対話や参加を得ながら、施設機能、ゾーニング、管理運営や事業の進め方について検討を行い、「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」として策定しました。

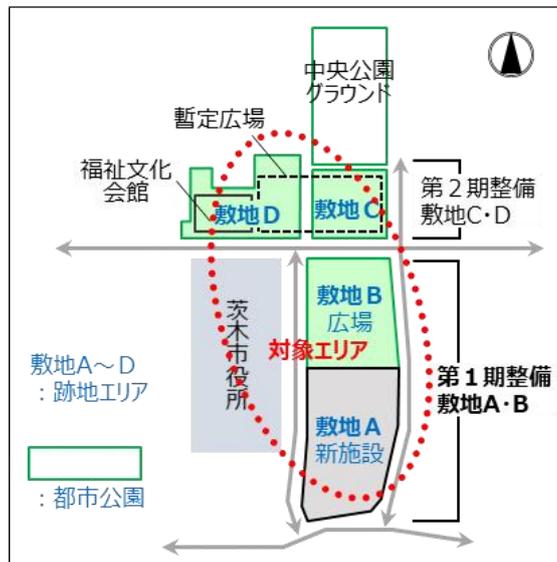
基本計画を受けて、平成 31 年/令和元年度(2019 年度)に施設整備を設計・施工一体型のデザインビルド(DB)事業として進めるための民間事業者の募集選定を行い、令和2年度(2020 年度)より設計に着手し、令和5年度(2023 年度)の完成に向けて、現在施設整備を進めているところです。

### 跡地エリア活用の検討経緯



市民会館跡地エリア(新施設・広場)管理運営計画(以下、「本計画」という。)は、第1期整備の新施設・広場において、さまざまな機能や人、出会いをつなげ、その人と人の関わりから、多様な活動が生まれる「育てる広場」を実現できるよう、管理や運営の方針を計画として示すものです。

エリア図



# 第1章



## 事業概要・基本理念

- 1 市民会館跡地エリア整備事業の概要
- 2 管理運営の基本理念

第1章では、本計画の前提条件となる事業概要の整理と、  
管理運営計画の基本理念を示します。

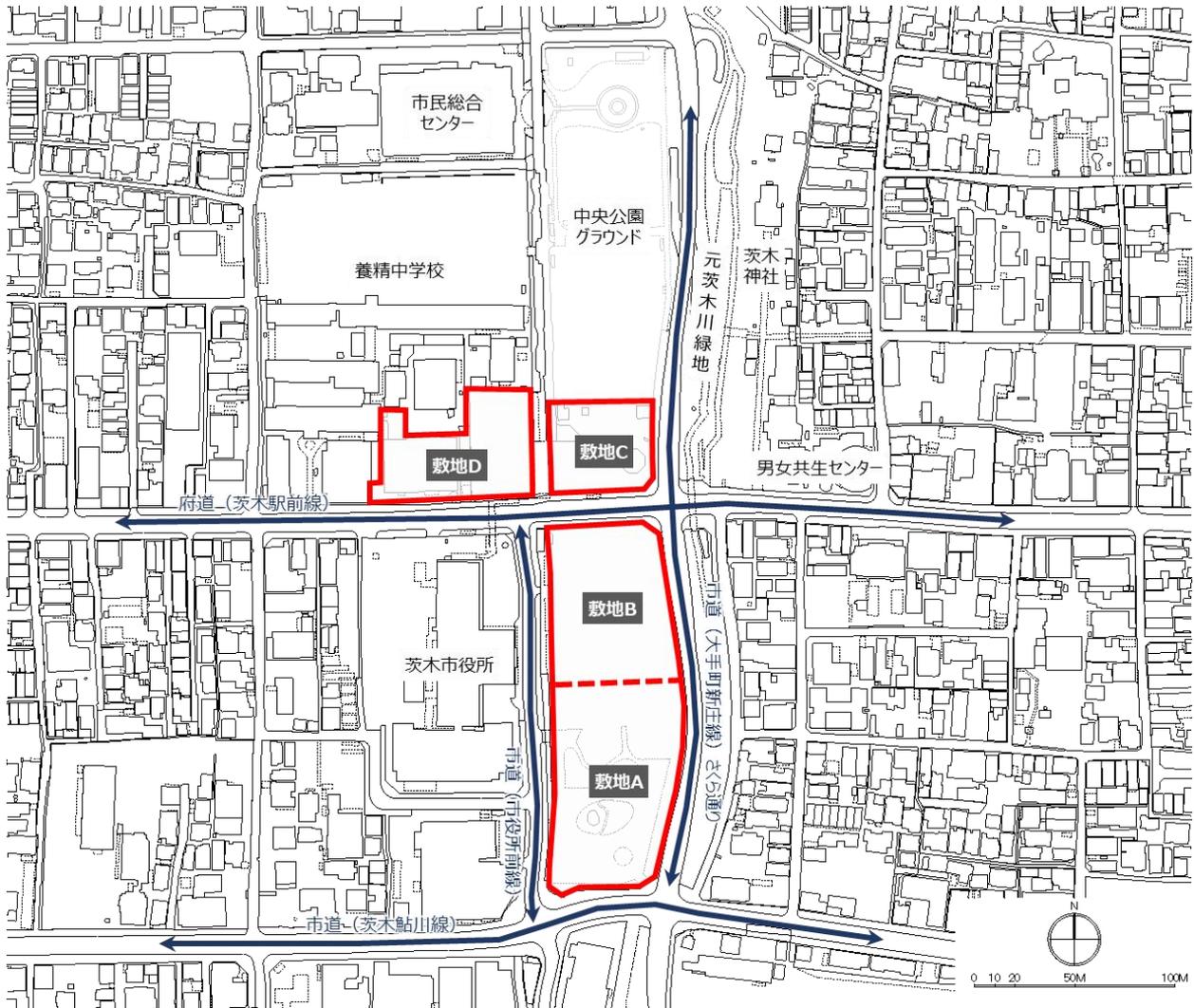


## 1 市民会館跡地エリア整備事業の概要

### (1) 敷地の整理

市民会館跡地エリアは、下図のとおり中心市街地に位置する敷地A～Dが対象となります。

<整備対象敷地>



<敷地の活用・整備の方向性>

敷地		従来	市民会館跡地エリア整備事業	
第1期	敷地A	中央公園旧南グラウンド南側緑地 【都市計画公園】	新施設(文化複合施設) をDB事業として整備	施設整備
	敷地B	中央公園旧南グラウンド北側 【都市計画公園】		広場整備 【都市計画公園】
第2期	敷地C	人工台地【都市計画公園】	【都市計画公園】 (一部を暫定広場として整備し、令和5年度末まで 社会実験など暫定的な運用を行う。)	
	敷地D	元市民会館+福祉文化会館敷地		



(2) 施設概要

第1期の敷地A・Bに整備する新施設(複合施設)の機能構成は、以下に示すとおりです。

＜新施設の機能構成＞

**■ ホール等施設**

**【大ホール(約 1,200 席)】**  
客席、マルチスペース、ホワイエ、主催者控室、客席案内控室、客用トイレなど  
舞台、舞台備品庫、ピアノ庫、搬入ヤード、調光操作室、音響調整室、映像投影室など

小・中・大楽屋、リハーサル室、スタッフ控室、楽屋ロビー、楽屋事務室、楽屋トイレ、楽屋備品庫、給湯室、シャワー室など

**【多目的ホール(平土間約 250 席)】**  
客席、ホワイエ、控室、客用トイレなど  
備品庫、ピアノ庫、小楽屋など

**【市民利用諸室】**  
多目的室(会議系)、多目的室(音楽系)、音楽スタジオ、多目的室(ダンス系)、和室、更衣室、エントランスホール兼ギャラリーなど

**【共用管理諸室】**  
事務室、舞台技術控室、更衣室・倉庫、ホール設備関連室など

**■ 図書館**  
開架閲覧室・閲覧スペース、えほん広場、おはなしの家、事務室、予約受取コーナー、読書テラスなど

**■ 子育て支援(いばらき版ネウボラ)**

**【共通】**  
事務室、相談室、更衣室、ベビーカー置場、授乳室など

**【子育て支援機能】**  
子育て交流室、子育て支援会議室、こどもひろば、一時保育室、屋内遊び場など

**【母子保健機能】**  
健診受付、健診予診・保健相談室、尿検査室、歯科健診室、計測室、診察室、調理実習室など

**■ 市民活動センター**  
市民交流スペース、作業スペース、コワーキングスペース、事務室など

**■ プラネタリウム**  
観覧室、展示・資料コーナー、事務室など

**■ 共用部分・外構施設**  
総合案内、飲食施設、会議室、守衛室、救護室、共用トイレ、授乳室、湯沸室、風除室、ロビー、廊下、階段、昇降機、設備関連室など  
車寄せ、身障者用駐車スペース、関係者用駐車場、駐輪場、アプローチデッキ、植栽など

**広場施設**  
大屋根、芝生広場、遊具、屋根付通路、駐輪場、構内通路、植栽、外灯など

第1期の複合施設(DB事業)で整備予定の多様な機能



新施設は、吹抜の「縦の道」で各フロアをつなぎ、広場やまちに開かれた「立体的な公園」のイメージで設計を進めています。

<事業提案の概要>



※図は提案時点のものであり、設計及び施工の進捗に伴い変更となる可能性があります。



## 2 管理運営の基本理念

跡地エリア活用基本計画の基本コンセプト、及びDB事業提案における施設整備コンセプトを踏まえ、管理運営計画における基本理念(コンセプト)を以下のように設定します。

### (1) エリア全体の基本コンセプト

跡地エリア活用基本構想	Key concept 『育てる広場』
<p>ハレの特別な日や日常のいごちのよい場となるよう、憩い、にぎわい、交流のキーワードをもとに、素敵で使いたくなるようなデザインや仕掛けを組み込んだ機能(場)を提供します。</p> <p>提供した機能や場所をどのように使い、活動し、変えていくかは、市民自身で考え、市民自身の手により、育てる広場として作り上げていきます。</p> <p>歌う、踊る、散歩する、眺める、待ち合わせ、勉強、お茶など、市民のいろいろなやりたいことやすごし方を、生み出し育てる「場」をめざします。</p>	



### (2) 施設整備のコンセプト

跡地エリア整備DB事業	『日々何かが起こり、誰かと出会う』
<p>茨木のシンボル 立体的な公園 溶け合う 成長 安全・安心 自然エネルギー すべての人</p>	



### (3) 管理運営のコンセプト

跡地エリア管理運営計画	『あみだす・はみだす』 『Book Park』 『ネウボラ+プラス』 『みんなのえんがわ』
<p>新施設は、7層のフロアにさまざまな機能を有した複合施設であり、「直営」、「委託」、「指定管理」、さらには「市民」による活動など、さまざまな主体による運営(活動)が想定されます。</p> <p>新施設における「縦の道」をさまざまなハード的な仕掛けの「縦系」とするならば、管理運営計画はソフト面からアプローチする「横系」として、それぞれの施設機能はもとより、人と人との関わりから、多様な活動が生まれる「育てる広場」を紡ぎだしていきます。</p>	



## 第2章



## 機能別の管理運営計画

- 1 ホール等施設
- 2 図書館
- 3 子育て支援
- 4 市民活動センター

第2章では、基本理念にもとづき機能別の事業方針や管理運営手法等について示します。

(ここでは新たな事業展開を中心に記載しています。これまでの取組等についても基本的な事業として継続します。)

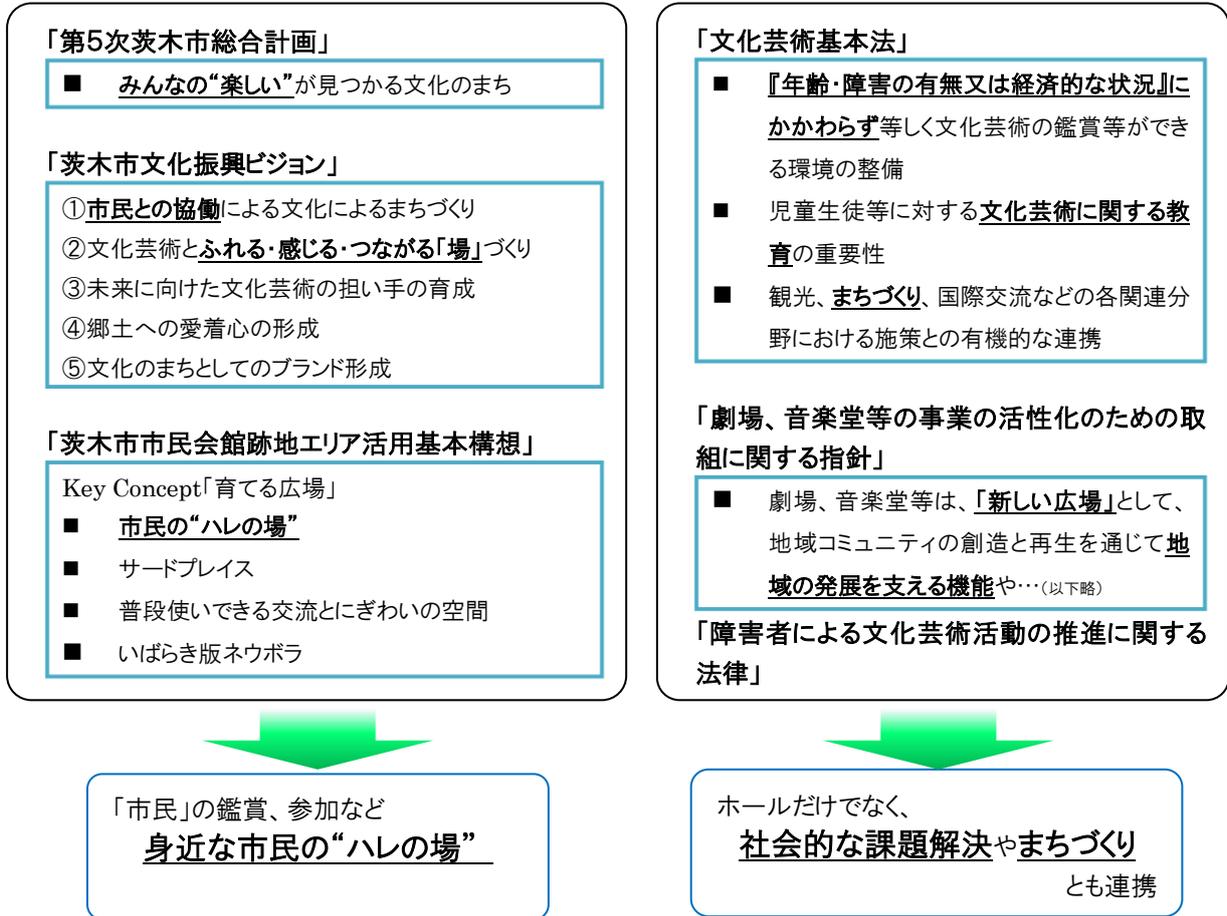


# 1 ホール等施設

## (1) 基本方針

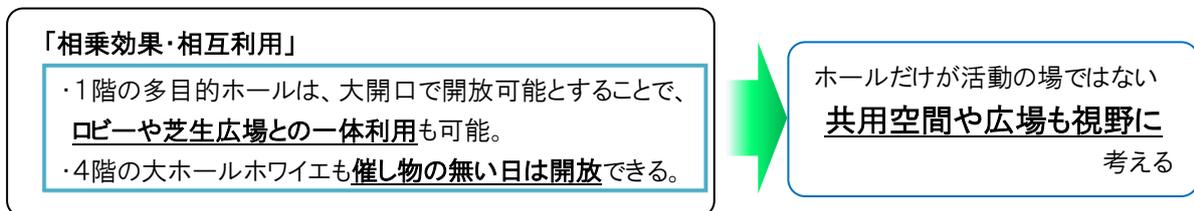
### ① 前提の整理

ホール等施設に関連する上位計画・法令より、検討の前提を整理します。



### ② 施設整備(設計)からのアプローチ

施設整備(設計)における平面・空間構成より、多様な使い方が想定されます。





前記の整理及び施設の特徴を踏まえ、ホール等施設の基本方針を以下に設定します。

## 『 あみだす ・ はみだす 』

人と人、人と文化をつなぎ、市民の文化を『あみだす』、そして、劇場(ホール)だけでなく、施設、広場、まちに『はみだす』、この2つをコンセプトに事業を展開します。

- ホールは一部のお金がある人、時間のある人など“好きな人”だけの場所ではありません。文化芸術を社会インフラの一つと考え、豊かな社会の実現に貢献するための運営を行います。
- 年齢、障害の有無、経済的な状況に関わらず、誰もが鑑賞し参加できるものにします。
- スタッフは文化・芸術の専門家として、市民の活動を支援し、人やモノ、コトをつなぎます。
- ホールの中だけで完結するのではなく、オープンスペースを使った無料公演や学校や地域に出かけて行うワークショップなど、新施設からまちにあふれていくような文化芸術活動を通じて、さまざまな市民やまちづくり活動と連携します。



## (2) 事業展開

基本方針『あみだす・はみだす』に基づき、新施設で行う事業展開を検討します。

一般的な舞台芸術公演に加えて、子育て支援や学校等との連携により、幼少期から文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるようさまざまな事業を展開します。

劇場(ホール)だけではなく、まち全体を舞台として捉え、文化芸術を通じたまちの課題解決やにぎわいづくりなどに取り組みます。

### <事業展開イメージ>

展開	事業例	位置づけ	
		あみだす	はみだす
小中学校との連携	生徒招待の公演、学校出前ミニコンサート、アーティストの出張指導など	あみだす	はみだす
部活動の受け皿の一つとして	生徒向けの継続ワークショップなど	あみだす	
大学と連携した学生の育成事業	インターンシップ受入、大学行事との連携など	あみだす	はみだす
社会的包摂としてさまざまな方の参加、利用促進	子ども～青少年、障害者の参加と利用促進の取組、0～6歳向けのコンサートや演劇、福祉施設などへの出前コンサート、手話通訳や字幕を入れる演劇、年齢や障害を問わない公演やワークショップなど	あみだす	はみだす
市民自らが舞台に立つ舞台芸術の創造を支援	市民ミュージカル、プロ公演への市民参加など	あみだす	
舞台芸術の裏側などを紹介し愛着や関心を高める	市民参加型音響テスト、オープン前施設探検イベント、バックステージツアーなど	あみだす	
図書館や子育て支援など施設内連携	広場や施設内で朗読・読み聞かせ、プラネタリウムでコンサート、蔵書による連携フェアなど	あみだす	はみだす
まちを舞台とした回遊型のイベント展開	コンサート、ワークショップ、アートパフォーマンス、大道芸、朗読などのイベントを、まち全体を会場として開催	あみだす	はみだす
放送局や興行会社等と共催する鑑賞事業	各種コンサート、演劇など	あみだす	
舞台芸術に気軽に触れられる機会を提供	ロビーコンサート、スカイパレットや元茨木川緑地での音楽会など	あみだす	はみだす
文化芸術を支えるための人材を育成	アートマネジメント講座、劇場技術講座、音響・照明ワークショップなど	あみだす	

上記内容は現時点で事業展開から想定できる取り組みイメージをあげたもので、詳細や実施については今後検討を行います。



### (3) 管理運営の手法

ホール等施設の基本方針に基づき、事業展開や運営主体に求めるものから、最適な管理運営手法を設定します。

#### ① 運営主体に求めるもの

##### (ア) 基本的な考え方

多彩で質の高い文化芸術事業を展開すること  
 複合施設である利点を最大限に活用し、積極的に他の機能と連携すること  
 まちで活動するさまざまな団体や地域住民とつながり、文化芸術を通じたまちの課題解決や魅力向上に努めること  
 文化芸術を通じて、さまざまな人が交流し、多様性を認め合う社会の実現に向けた事業を展開すること  
 効率的かつ効果的な運営を行うこと

##### (イ) 主な業務内容

文化芸術事業に関する業務(自主事業の企画・制作・実施)  
 広報・情報発信業務  
 ホール等利用者に対する支援業務  
 舞台機構・設備等の保守管理業務 など

※貸館に関する業務(利用受付・案内・貸出・料金収受)は全館管理で一元化します。

#### ② 管理運営手法の検討

直営と指定管理者制度を比較検討します。

##### (ア) 定性的な側面(導入事例・サービス向上等)

手法	内容
直営	北摂7市における市民会館等のホール等施設では直営の事例はない。 業務の専門性から、直営によるサービス向上は難しい。
指定管理	全国的に半数程度が導入。本市のホールを有する施設においても、クリエイティブセンターや福祉文化会館において導入。 専門性や民間ノウハウを活用したサービス向上が期待できる。

##### (イ) 定量的な側面(効率化・経費節減等)

手法	内容
直営	—
指定管理	複数年契約等による効果的な運営の実現、経費削減が期待できる。 担い手となる一定の民間市場があり、業務の効率化が期待できる。



以上、「運営主体に求めるもの」を満たしつつ、「定性的・定量的な検討」を踏まえ、

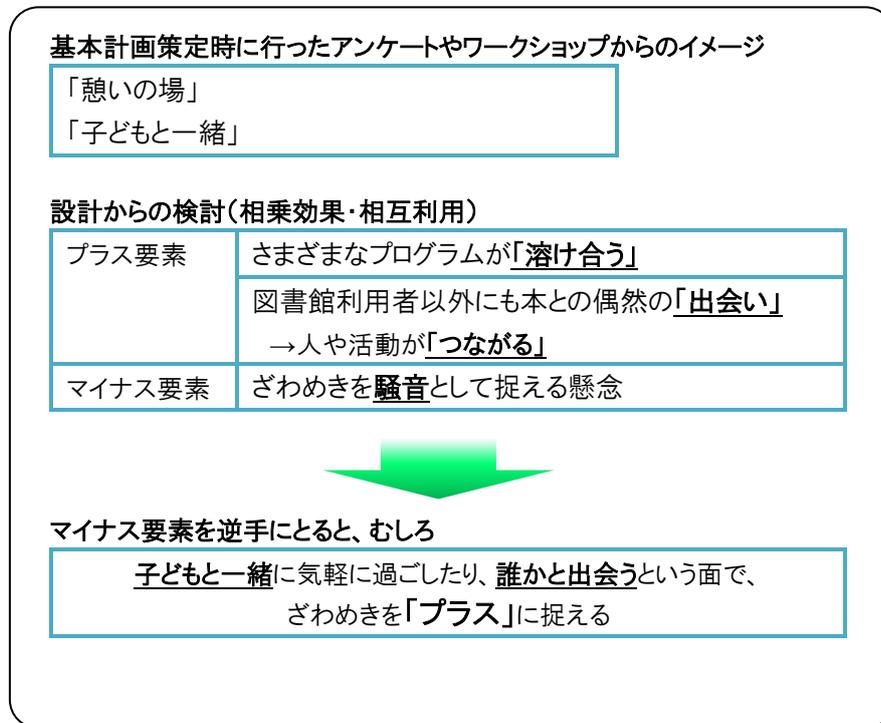
新施設のホール等施設については、  
指定管理者制度の導入を基本とします



## 2 図書館

### (1) 基本方針

図書館に関連する基本計画及び施設整備(設計)からの前提を整理します。



上記の整理を踏まえ、図書館の基本方針を以下に設定します。

## 『 Book Park 』

開放的で、一人でも子どもと一緒にでも、さまざまな人が気軽に訪れ過ごすことのできる「本の公園」のような空間をめざします

- おしゃべりも許容されるゆるやかな雰囲気の中、一人でも、子どもと一緒にでも、友達とでも、それぞれのスタイルでくつろげる「いごちのよい場づくり・空間づくり」を行います。
- 散歩途中の「公園」のように、何気なく回ったフロアで、たまたま手に取った本から知らなかった世界に触れる、新しい発見や興味を惹かれるといった、本と人の出会いを描く配架の工夫や図書の充実などを行います。
- 本を通じて人と人をつなぐような取組として、保健師などが読み聞かせの場所に赴き子育て相談ができるといった、多様な連携、使い方を検討します。



## (2) 事業展開

基本方針『Book Park』に基づき、新施設で行う事業展開を検討します。

### ① 資料収集・配架計画

基本方針の実現に向けて、資料収集や配架にも個性を持たせます。

子育て支援やホールとの複合施設であるという特徴をいかし、各施設機能にマッチした書籍(児童書、子育て、芸術、音楽、天文など)を特に充実させます。

子育て支援機能がある2階には絵本や子育て関係の図書を、音楽やダンス系諸室がある3階には芸術関係の本やコミック、CDを、大ホールやホワイエがあり若者の居場所にもなる4階には雑誌やヤングアダルトの本を置くなど、各階のテーマに沿った配架を行います。

表紙が見えるように置く面見せやデザイン性のある書架など、配架の工夫により、図書館以外の施設利用者にも偶然の本との出会いをもたらすことで、施設全体が図書館として機能し、「本」と「人」が出会い、さらに本を通じて「人」と「人」がつながる空間となることを期待します。

#### <新施設の図書館フロア構成と配架計画>

階	複合施設の主なフロア構成	図書館の主な諸室	配架計画
7F	市民活動センター、プラネタリウム、交流ホワイエ	—	宇宙・天文書:約 300 冊
6F	図書館	開架閲覧室 読書・学習カウンター	一般書:約 21,700 冊 郷土資料:約 500 冊
5F	図書館	開架閲覧室 事務室・予約貸出受 取スペース	一般書:約 32,000 冊 児童書:約 20,000 冊
4F	大ホール、ホワイエ	雑誌・ブラウジングコ ーナー	旅行書等:約 3,000 冊 ヤングアダルト図書:約 500 冊 雑誌:75 誌
3F	音楽系多目的室、大ホール、楽屋	アートライブラリー	一般・コミック:約 8,000 冊 CD:3,000 枚
2F	子育て支援、こどもひろば	えほん広場 おはなしの家	絵本:約 10,000 冊 紙芝居:約 500 冊 一般書:約 500 冊
1F	エントランス広場、多目的ホール、 屋内遊び場、カフェ等	(図書返却BOX)	図書館資料以外の図書を配置 (雑誌など)
各フロアの機能に合わせて図書資料を配置			合計 約 10 万点

### ② 特徴的な取り組み・連携した取り組みの例

#### 子育て × 図書館

4か月児健診時に実施のブックスタートに加え、すべての健診時に、読み聞かせや年齢に応じたおすすめの本の紹介、ブックリストの配付などを行います。

児童担当の職員が、読み聞かせや児童書などに関する研修を定期的受講するなど、職員の子どもたちへの関わり方や対応スキルの向上を図ります。

定期的に行うおはなし会に保健師等が参加し、顔見知りになるなど、子育て相談をしやすい環境づくりを行います。

中高生と一緒に館内にブックコーナーを作るなど、本を介した若者とのつながりの場づくりを検討します。



## 広場 × 図書館

さまざまな人が思い思いに過ごす公園のように、さまざまな「音」のある図書館として、運営を考えていきます。（騒いで良いという訳ではなく、また、一律に静寂を求める訳でもなく、子ども連れでも気兼ねなく、かつ心地よく滞在できる音の環境を探していきます。）

テラスで、広場で、あるいはコーヒーを飲みながらなど、本と一緒に多様な過ごし方ができる空間とすべく、ルール等を検討します。

元茨木川緑地をベースに展開していたブックラベルを、新施設における象徴的なイベントとして、施設内の他機能とも連携しながら実施します。

上記内容は現時点で事業展開から想定できる取り組みイメージをあげたもので、詳細や実施については今後検討を行います。

### (3) 管理運営手法

図書館の基本方針に基づき、事業展開や運営主体に求めるものから、最適な管理運営手法を設定します。

#### ① 運営主体に求めるもの

##### (ア) 基本的な考え方

市の施策に沿った公立図書館としてのサービスをしっかりと継続的に提供できること  
 多様な機能で構成される複合施設を、各階に配置した図書館機能でつなぐこと  
 施設内の他機能だけでなく、市民や団体、学校等とも連携を図り、新たな価値創造や相乗効果をめざすこと  
 中心市街地活性化のまちづくりなど、市全体の政策を踏まえた施策・事業を打ち出せること  
 利用者目線にたった開館時間や休館日の設定など、市民サービス向上を図ること

##### (イ) 主な業務内容

資料・情報の収集、提供及び資料管理  
 レファレンス業務  
 各種事業や情報発信など図書館利用の促進に関する業務  
 おはなし会、絵本交換会やブックラベルなど読書推進に関する業務 など

#### ② 管理運営手法の検討

直営と指定管理者制度を比較検討します。

##### (ア) 定性的な側面からの検討(導入事例・サービス向上等)

手法	内容
直営	本市においては、サービスの切り分けやICTの活用により、時間延長等のサービス向上が可能。（「開館時間：9時30分～21時まで」、「週休日なし」に変更予定） 多様な機能で構成される複合施設において、各機能との主体的な連携が期待できる。
指定管理	一定の導入事例が見られるが、全国的には導入割合が19.4%と実績は低い。 開館時間の延長等が提案される場合も多い。 民間ノウハウによるサービス向上や施設整備におけるデザイン性にも期待。



## (イ) 定量的な側面からの検討(効率化・経費節減等)

手法	内容
直営	—
指定管理	複数年契約等による経費削減が一定期待できる。 新施設は分館(中条図書館)であり、他市事例など代表的な図書館における指定管理よりも事業規模としては小さい。



以上、「運営主体に求めるもの」を満たしつつ、「定性的・定量的な検討」を踏まえ、

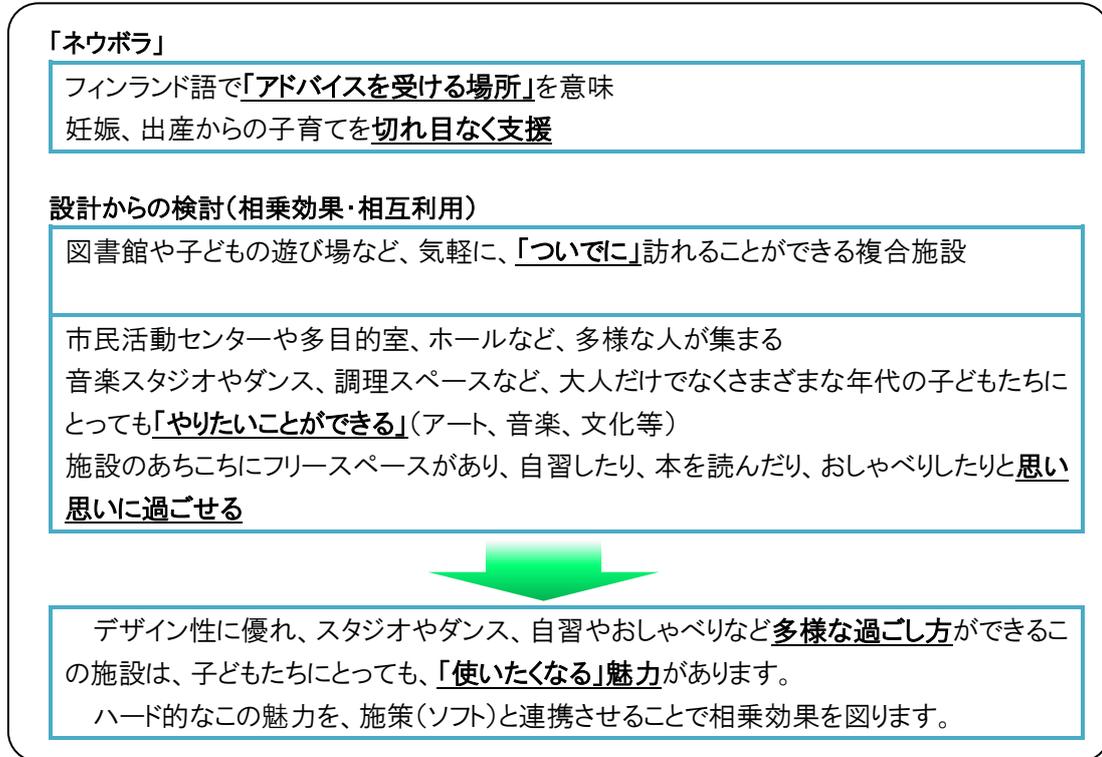
新施設の図書館機能については  
「直営(一部委託を含む)」とします



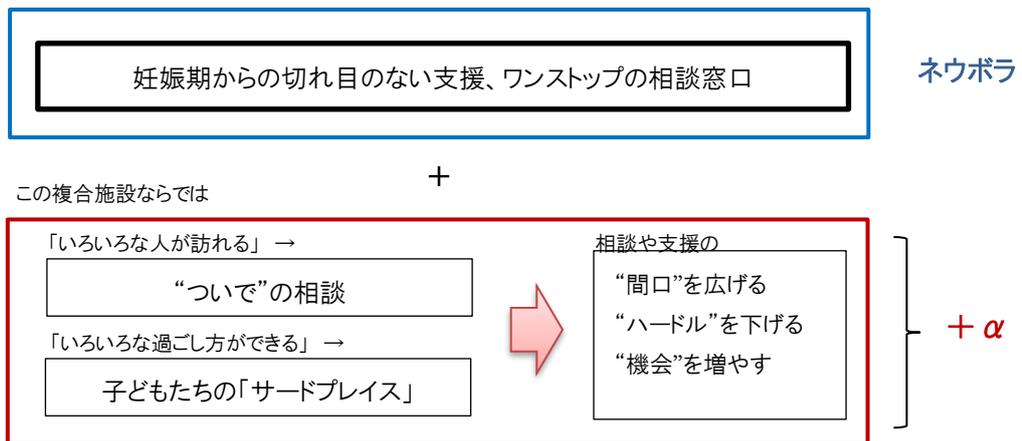
### 3 子育て支援

#### (1) 基本方針

子育て支援に関連する基本計画及び施設整備(設計)からの前提を整理します。



#### 基本方針の考え方



上記の整理を踏まえ、基本方針を次のように設定します。



## 『ネウボラ+プラス』

妊娠期からの切れ目のない支援や、「妊娠・出産・子育て」に関するすべての相談窓口をワンストップで提供するネウボラに、各機能と連携した相談環境や、子どもや若者にとっても居場所「サードプレイス」となる機能を備えた、「ネウボラ+プラス」として実施します

- ▶ 子育て家庭が抱えるさまざまな相談にワンストップで対応し、必要なサービスにつながります。
- ▶ 他の施設を利用した「ついで」や、遊びにきた「ついで」に、気軽に相談してもらえる環境を提供します。
- ▶ さまざまな環境の子どもたちにとって、家庭、学校以外の居場所「サードプレイス」にもなる空間とします。
- ▶ 多様な懐を持つ施設として、見えにくい課題を持つ子ども、若者にも思い思いに過ごしてもらいながら、年齢の近い「大人」が、緩く、ゆつくりと関係性を構築することで、「相談」など必要な助けへとつながります。

## (2) 事業展開

基本方針『ネウボラ+プラス』に基づき、新施設で行う事業展開を検討します。

### ① 事業の展開イメージ

＜事業展開イメージ＞

展開	事業例	位置づけ	
妊娠期から子育て期までのワンストップ相談	各専門職による相談支援体制充実 生まれる前からの出会いづくり きょうだいが一緒でもゆつくり健診 一時預かりでリフレッシュ	ネウボラ	
気軽に・ついでに相談できる環境づくり	子どもの遊び場 施設内どこでもおしゃべり(相談)の場 遊び場声かけ相談	ネウボラ	プラス
いろいろな過ごし方ができる子どもたちの「サードプレイス」	調理実習室でみんなでご飯 子ども向け・親子向けものづくり講座 異年齢交流事業 ティーンズカフェ		プラス
他の施設機能との連携	絵本を使ったむし歯予防・食育推進 子ども×図書館×プラネタコロボ (おすすめの絵本動画、七夕等) (仮)お助けボランティア創設		プラス

上記内容は現時点で事業展開から想定できる取り組みイメージをあげたもので、詳細や実施については今後検討を行います。



## ② 子どもの遊び場の検討

新施設で展開される子育て支援関係の事業には、各種相談機能のほか、「一時預かり」や「子どもの遊び場」などがあります。

その中で、「子どもの遊び場」については、運営を独立採算や有料で行っている事例もあることから、本市においても方向性を検討します。

### (ア) 他市の状況

明石市パピオスあかしが市民無料で実施する一方、高槻市のプレイヴィル安満遺跡公園では独立採算で実施されています。

<子どもの遊び場の他市事例>

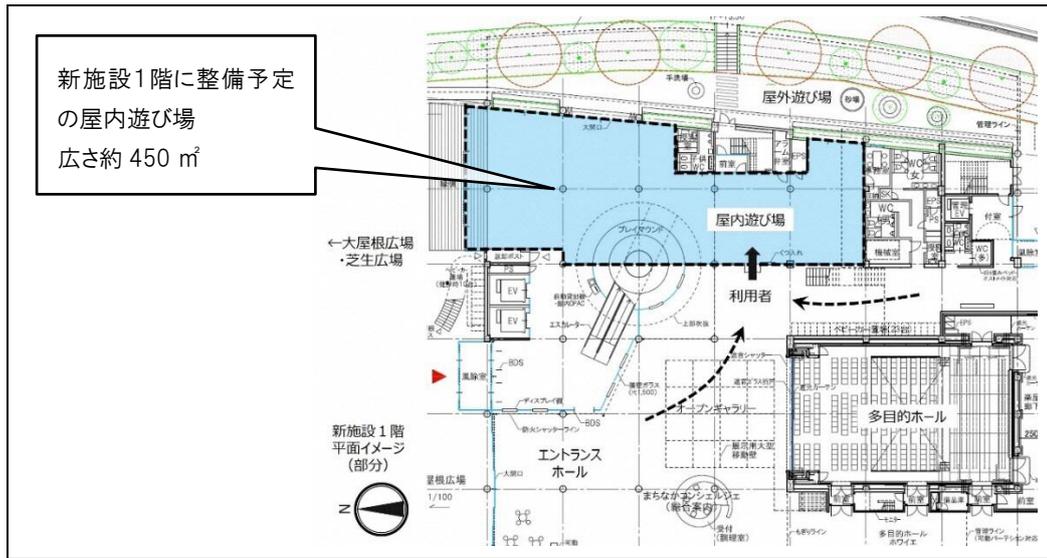
事例	(明石市)	(高石市)
項目	あかしこども広場親子交流スペース	プレイラボ あそびのひろば
広さ(面積)	464 m <sup>2</sup>	134.57 m <sup>2</sup>
対象年齢	小学生以下の子どもと保護者	0~5歳
利用料金	市民:無料/70分 市外:1人1回 300円/70分	有料ゾーン:1回 500円/60分 無料ゾーン:—
利用時間	9:30~17:00 休所日:毎月最終水曜日、年末年始	10:00~18:00(受付 17:00 まで) 定休日:第2・第4火曜日、年末年始
施設名	パピオスあかし	ハグッドたかいし(アプラたかいし)
イメージ		

事例	(高槻市)	(大和市)
項目	プレイヴィル安満遺跡公園	げんきっこ広場、ちびっこ広場
広さ(面積)	1,400 m <sup>2</sup>	【げんきっこ広場】402 m <sup>2</sup> 【ちびっこ広場】71 m <sup>2</sup>
対象年齢	生後6か月~12歳	【げんきっこ広場】3歳~小学2年生まで 【ちびっこ広場】2歳までの乳幼児
料金	1,500円(無制限)	【げんきっこ広場】こども:200円/120分 おとな:300円/1日(市外は各100円増) 【ちびっこ広場】無料
時間	10:00~18:00(受付 17:30 まで) 不定休	9:00~19:00 休館日:12/31・1/1
施設名	安満遺跡公園	大和市文化創造拠点シリウス
イメージ		

写真等は各施設 HP より整理・転載



<本市新施設の「屋内遊び場」>



(イ) 料金設定の比較検討

他市の事例からは、「有料」、「無料」、有料と無料の組み合わせによる「一部有料」のパターンが考えられます。また、有料とする場合も、独立採算を図った料金設定とするのか、一定の財政負担のもと市民向けに低額な料金設定を行うといったパターンが考えられます。

それぞれのメリットデメリットについて、下表に示すさまざまな観点から比較を行います。

<子どもの遊び場料金比較表>

パターン	パターン1 無料	パターン2 無料+有料(低額)	パターン3 有料(低額)	パターン4 有料	
形態	利用料金を無料に設定	有料、無料ゾーンに分割、有料ゾーンの市民利用料金を低額設定	市民利用料金を低額に設定	採算性を見込んだ料金設定	
利用者負担	負担なし	◎ 有料ゾーン: 200~300円/h など	○ 200~300円/h など	○ 500円/h、 1,500円/日 など民間並み	△
市財政負担	財政負担が大きくなる	△ 一定の財政負担が必要	○ 一定の財政負担が必要	○ 財政負担が軽減	◎
遊具・設備	整備、更新による効果が見えにくく、進まない可能性	△ 一定の整備、更新が行われるが有料>無料の差	△ 一定の整備、更新が行われる	○ 充実した整備、更新が期待(ただし利用状況による)	○
利用者の視点(親・子ども)	気軽に利用しやすい	○ 選択肢多い 有料>無料の差	○ 比較的利用しやすく、遊具も一定充実を図れる	○ 料金は高いがサービスも良い 遊具も充実(ただし利用状況による)	○
公平性	税による負担	△ 税負担+一定の受益者負担	○ 一定の受益者負担	○ 受益者負担	◎
政策連携*	可能だがインセンティブに乏しい	△ 可能	○ 積極的な連携可能	◎ 採算性に支障が生じるので難しい(ただし利用状況による)	○
その他	無料のため長時間利用の懸念あり	ゾーン分割により面積減少の可能性あり		ヒアリングでは完全な独立採算は難しいとの意見もあり	

\* 政策連携: 遊び場をインセンティブとした相談の機会の拡大や政策の実施など



### (ウ) 料金設定パターンの考察

公共施設における「子どもの遊び場」という性格を考えると、利用しやすい料金設定や受益者負担とのバランスを考慮する必要があります。

無料にすることで気軽に利用しやすくなりますが、その反面、財政負担が大きく、また、受益者負担という考えからは、課題も残ります。

有料の場合、利用者増を狙った遊具等の整備、更新が期待されますが、無料の場合、その優先度は低くなる可能性があります。

無料と有料の組み合わせは、利用者の選択が増えるというメリットの反面、サービスに差が生じることから、有料、無料の利用者に分断が生じてしまうという懸念もあります。

相乗効果や新たな事業展開が期待できる「政策連携」も重要なポイントです。例えば、健診の際に遊び場の利用券を配布することによって、新たな来館の機会を創出し、“ついで”の相談につなげる、といった事業展開では、「有料」であることで、より大きな効果を期待できます。



「有料(低額)」もしくは「無料+有料(低額)」を基本とします。

### (3) 管理運営手法

基本方針に基づく事業展開や運営者に求めるものから、最適な管理運営手法(直営、指定管理)を検討します。なお、子育て支援機能については、「子育てに関する各種相談、支援、健診等」の業務と、「子どもの遊び場等」の2種類に分けて検討します。

#### ■ 子育てに関する各種相談・支援・健診等

##### ① 運営主体に求めるもの

###### (ア) 基本的な考え方

包括的な支援サービスを展開できること

利用者が実感できる切れ目のない各専門職による相談支援体制をつくること

虐待の予防、発見、支援の体制を充実すること

施設内だけでなく地域とのつながりの拠点となること など

###### (イ) 主な業務内容

子育て支援事業(産前・産後ホームヘルパー派遣事業、子育て講座、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センターなど)

子育て相談、児童虐待通告・相談など

母子保健事業(乳幼児健診等)、予防接種事業 など

##### ② 管理運営手法の検討

「子育てに関する各種相談、支援、健診等」の業務に関しては、「運営主体に求めるもの」及び「業務内容」から、指定管理等による民間ノウハウの活用や経費節減といった視点ではなく、市民に寄り添った対応や継続的な関わりが重要であると判断します。



新施設の「子育てに関する各種相談・支援・健診等」については  
「直営(一部委託を含む)」とします



## ■ 子どもの遊び場等

### ① 運営主体に求めるもの

#### (ア) 基本的な考え方

子どもたちが楽しく安全に過ごすことができること  
市の施策や他機能と連携し、相乗効果を発揮する取組を行うこと  
親同士の交流や子どもの社会性をはぐくむ異年齢交流の場となること  
効率的・効果的な運営を行うこと

#### (イ) 主な業務内容

子どもの遊び場等運営  
子ども向け・親子向け講座等の実施 など

### ② 管理運営手法の検討

「直営」と「指定管理者制度(もしくは運営委託)」を比較検討します。

#### (ア) 定性的な側面からの検討(導入事例・サービス向上等)

手法	内容
直営	新たに職員を確保する必要がある。 市の事業との連携や政策的な配慮が可能。 事業の安定性、継続性を担保しやすい。
指定管理 もしくは委託	他市において導入事例がある。 遊具や内装などに民間ノウハウの活用が期待できる。 専門性や経験、実績を活かした質の高いサービス提供が期待できる。

#### (イ) 定量的な側面からの検討(効率化・経費節減等)

手法	内容
直営	—
指定管理 もしくは委託	複数年契約(指定管理)や、利用料金制による経費節減が期待できる。 他市実績に基づく民間的経営手法の発揮や効率的な運営が期待できる。 柔軟な雇用形態による人件費の低減や、繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の実現が期待できる。



以上、「運営主体に求めるもの」を満たしつつ、「定性的・定量的な検討」を踏まえ、

新施設の「子どもの遊び場等」については  
「指定管理者制度または業務委託」による運用とします

具体的な手法(指定管理または委託)については、今後「有料」や「無料」などの利用条件を整理したうえで、望ましい方向性を検討することとします。



## 4 市民活動センター

### (1) 基本方針

市民活動センターの現状や施設整備(設計)からの前提を整理します。

#### 現状

200を超える市民活動団体が登録しており、中間支援機能を有している。  
多くの市民が活動しているが、参加の裾野拡大や活動の場の提供の必要もある。  
より活発な団体間の交流等も求められている。

#### 設計からの検討(相乗効果・相互利用)

専用の会議室より、空間を自由に使えるフリースペース

大屋根や各階テラス、屋上広場など、**建物の内と外を曖昧にする設計**

各諸室もガラス張りとするなど、オープンな雰囲気と**活動の見える化**を重視

多様な活動空間の一つとして、**コワーキングスペース**などの新たな施設機能

子育て施設や図書館など、日常的に使われ、多様な世代、**活動に縁の無かった人でも訪れる施設**

#### 効果

- 新しい出会いや交流を期待
- 活動している側にとっても刺激



7F 開放的で誰もが立ち寄れる市民活動センター

上記の整理を踏まえ、市民活動センターの基本方針を以下に設定します。

### 『 みんなのえんがわ 』

内でも外でもない空間が中と外をつなぐ「縁側」のように、人と人、人と活動、人とまち、人と団体など、さまざまな人をゆるやかにつなぐ役割を展開し、誰もが訪れたいくなる「みんなのえんがわ」をめざします

- 大屋根やオープンスペースなど、あちこちのフロアで「**見える**」、「**気になる**」活動を展開し、別の目的で訪れた人、たまたまその場に居合わせた人など、さまざまな人と人を**ゆるくつなぐ**、**開かれた縁側のような役割**を展開していきます。
- 何かを「やりたい人」だけでなく、少し興味がある、誰かをちょっと手伝いたいといった人でも、縁側に腰掛けるように、**気軽に楽しく参加できる仕掛け**を検討します。
- 新しく生まれた**出会いや交流を実のあるもの**にするため、相談支援やマッチング、情報発信などのサポートを行います。



## (2) 事業展開

基本方針『みんなのえんがわ』に基づき、新施設で行う事業展開を検討します。

### ① えんがわのように「まち」につながる

「自分(たち)が楽しい」活動も、まちに関わりながら「みんなが楽しい」活動に変わると、地域の課題を解決したり、まちを元気にしたりする「市民公益活動」になります。

施設に遊びに来た子育て世代、図書館の来館者、まちで活躍する人、これまで活動してきた団体や事業者など、さまざまな人とつながり(顔見知りになり)、活動とまちをつなぐ「えんがわ」として、人を育て活動をコーディネートしていきます。

### ② えんがわのように「見える」活動

たくさんの人とつながるには、活動が「見える」ことが重要です。オープンスペースを積極的に使い、あるいは外に出て、たまたま施設に訪れた人にも参加できる、したくなるような活動を展開します。

「見える」が「気になる」に変わるよう、施設利用者の興味を惹く切り口の活動を展開します。

### ③ えんがわのように「気軽に」関わる

「活動したい」は少しハードルが高いけれど、「手伝いたい」と思っている人たちもたくさんいます。そんな「手伝いたい」人たちが、気軽に参加したり手伝ったりできる仕組みをつくります。

「手伝いたい」人が継続的にかかわれるよう、「場」や「役割」の仕組みを検討します。

## (3) 管理運営手法

### ① 運営者に求めるもの

#### (ア) 基本的な考え方

これまで取り組んできた登録団体の交流の場や活動支援、中間支援の機能に加え、まちで活動している個人や団体、地域とも連携して活動すること

図書館や子育てなど施設利用者との関係づくりを行い、複合施設において人と人、人と活動を結び付ける接着剤の役割を担うこと

#### (イ) 主な業務内容

市民活動を行う市民・団体の支援

活動団体・市民・行政の交流

活動主体間の新たなつながりや出会いの機会の創出

必要な施設・設備の維持管理、提供

市民活動に関わる各種相談、研修 など

### ② 運営手法の検討

市民活動センターは、市民の自主的・自律的活動を尊重しつつ、民間の活力と創意工夫により、市民活動の一層の発展をめざして、指定管理者制度を導入されたものです。

そのような趣旨を踏まえ、多様な個人、団体、事業者、登録団体との連携や、施設利用者とのつながりづくりなど、柔軟で新しい事業展開の提案が必要です。



新施設の「市民活動センター」については  
「指定管理者制度」による運用とします

## 第3章



# 施設全体の管理運営計画

- 1 管理運営の内容
- 2 管理運営の体制
- 3 施設の利用
- 4 維持管理経費と多様な財源

第3章では、各機能の管理運営方針をもとに、新施設全体における運営方法について示します。



## 1 管理運営の内容

### (1) 運営業務

全館・共用部分で想定される運営業務として、以下のものが挙げられます。特に、さまざまな機能が融合する新施設において、施設全体を総合的にプロデュースしつつ、施設機能間の調整を行い、積極的かつ効果的に相乗効果を図る「総合企画・調整業務」が重要な位置づけとなります。

＜全館・共用部分の運営業務の内容＞

業務	内容
総合企画・調整業務 (全体マネジメント)	全館の管理及び個別施設における事業の連携調整など、総合マネジメントに関する業務 個別施設における事業や利用者どうしをつなぐような市民参加型の企画・イベントなど自主事業の実施 施設全体のPR、告知、自主事業など館全体のトータル的な広報・宣伝業務
総合案内・受付業務	1階の総合案内におけるコンシェルジュ業務 施設全体の案内のほか、貸室等の利用予約・受付対応の業務など、個別施設のニーズに対応した支援も想定 敷地Bの芝生広場(公園)の利用受付も併せて行う
飲食スペース等運営業務	1階のカフェスペース等における飲食・販売・提供業務(民間テナント等を想定)

### (2) 維持管理業務

全館・共用部分で想定される維持管理業務として、以下のものが挙げられます。

＜全館・共用部分の維持管理業務の内容＞

業務	内容
保守管理業務	建物保守管理業務(自動ドア等の点検、定期調査等) 設備保守管理業務(各種設備、昇降機、消防設備等) 備品保守管理業務(共用エリアの備品管理) 外構・植栽管理業務(外構保守管理、樹木剪定・除草等、敷地Bの芝生広場(公園)も含む)
警備業務	人的警備(守衛室の入退室管理・巡回)、機械警備管理
清掃業務	日常清掃及び定期清掃、環境衛生管理業務



## 2 管理運営の体制

### (1) 全館管理の体制

さまざまな機能が融合する複合施設として、総合的な企画・調整ができる体制構築を図るとともに、市民を含む多様な運営主体が協議できる環境づくりに取り組みます。

#### ① 新施設所管部門

施設全体を統括するとともに、指定管理者や直営部門、市民など多くの関係者を効率的かつ効果的につなげる市の組織として、「新施設所管課」の設置を検討します。

#### ② 総合企画・調整機能

施設全体を総合的にプロデュースしつつ、施設機能間の調整を行い、積極的かつ効果的に相乗効果を図るため、「総合企画・調整機能(館長・総合プロデューサー等)」の設置を検討します。

※新施設所管部門に館長職を置き、一体的に運営を行うなど、「新施設所管部門」と「総合企画・調整機能」は、一体的に機能、あるいは相互に連携・補完することで、効果を発揮できると捉えています。引き続き、本市にとって最適な組み合わせを検討していきます。

#### ③ 運営協議会

複合施設を将来にわたって一体的に運営を進めるため、市民を含む各運営主体が参加する「運営協議会」等の設置を検討します。

### <館長・総合プロデューサーや運営協議会の設置事例>

#### 可見市文化創造センター

主劇場・小劇場、音楽・演劇・美術各ロフト、ギャラリー・情報コーナーなど



運営体制：指定管理  
(公益財団法人文化芸術振興財団)  
**館長兼劇場総監督を設置**  
他、事務局長他、各課担当

#### みんなの森ぎふメディアコスモス

中央図書館、市民活動交流センター(多文化交流プラザを含む)、展示ギャラリーなど



運営体制：市民協働推進部  
(ぎふメディアコスモス事業課)  
**総合プロデューサーを設置**

#### 境港市民交流センター(仮称)

ホール、図書交流広場、会議室、福祉施設、交流・防災機能など



境港市民交流センター(仮称) 管理運営計画 (H31.3)  
管理運営体制 P9より

・様々な機能が管理運営に関わる全体調整や機能間連携を図る必要があることから、今後、**施設を総合的にプロデュースする館長の必要性**や、各施設の管理運営団体の代表者等で構成する運営協議会の設置を検討。

#### イクネスしばた(新発田駅前複合施設)

図書館、こどもセンター、キッチンスタジオなど



新発田駅前複合施設 管理運営方針 (H27.3)

運営体制 P12より

#### 連絡協議会の設置

- 目的：新発田駅前複合施設の基本コンセプトを実現するため、隣接する民間施設との連絡調整や相互連携を図ります。
- 役割：隣接する新発田駅前複合施設【民間施設】には、商業施設、医療施設、観光案内所、学生寮等が設けられます。両施設の連携による効果的な管理運営を図るため、民間施設入居者との連絡協議会を定期的に開催します。

#### ビッグルーフ滝沢(滝沢市交流拠点複合施設)

ホール、図書館、市民活動、レストラン・産直など



滝沢市交流拠点複合施設管理運営計画 (H27.10)

組織運営計画 P4より

#### (仮称) 施設間連携調整会議(3つのゾーンの連携)を設置

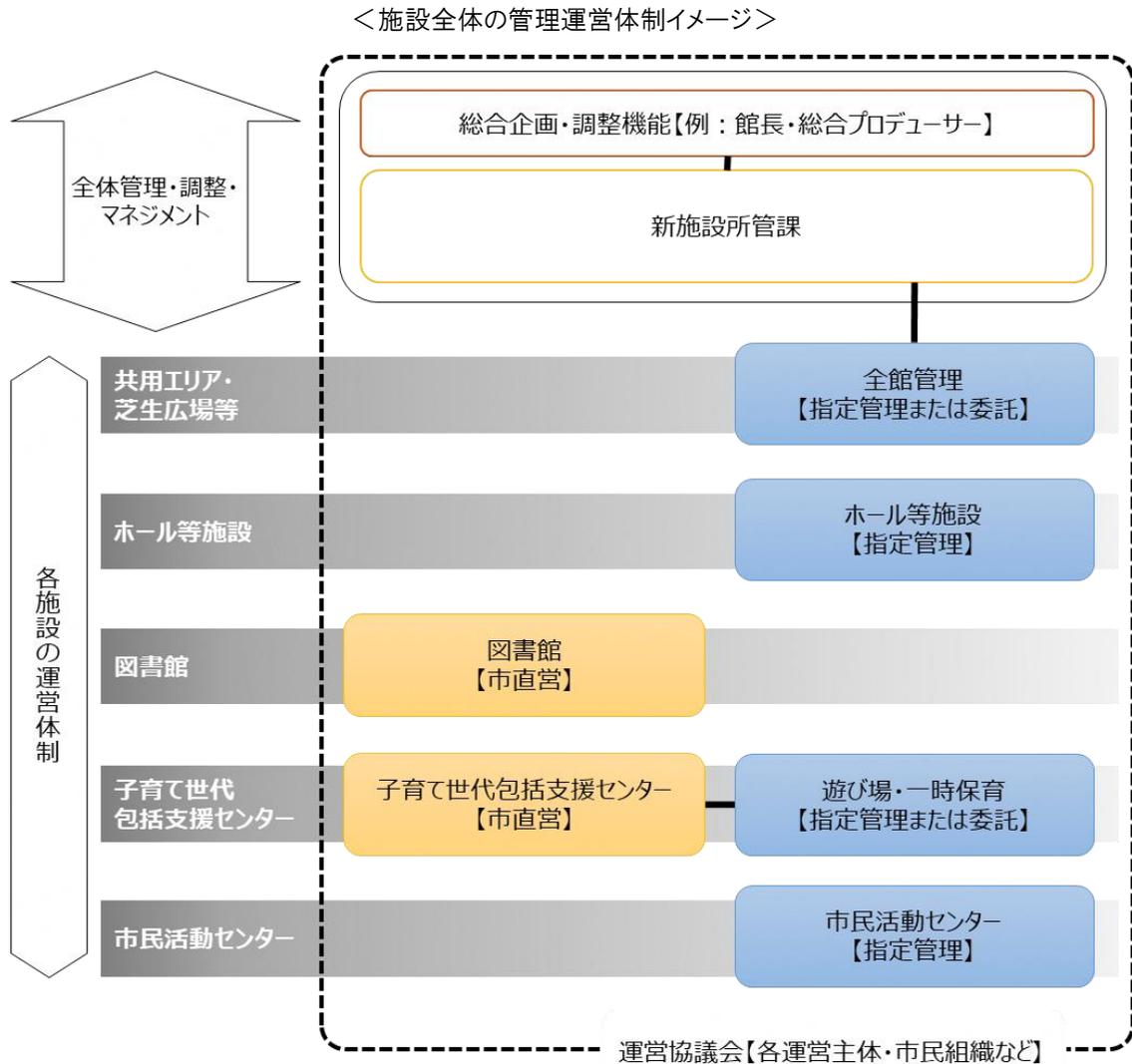
- 本施設における各施設間の連携を図る上で重要な事項等について、報告、確認を行う。
- 施設の規則やルールなど、施設管理上の問題点等を共有し、各機能における改善策等について検討を行う。

(注) 施設写真などは各施設HPより転載



## (2) 施設全体の体制

前記で示した全館管理の体制を踏まえ、2章の各機能別に整理した管理運営体制の考え方をまとめた全体の体制イメージは以下のようになります。



注) 現段階のイメージであり、今後の検討により変わる場合もあります



### 3 施設の利用

#### (1) 開館時間等

現行の開館時間等そのまま同一施設とした場合、施設機能によって時間や休館日がバラバラになるなど、分かりにくさや不便が生じる可能性があります。そこで新施設では、市民意見等を踏まえ、次のとおりとめました。

##### ① 開館時間

新施設の開館時間については、一層の相乗効果発現や利便性向上を目的として、図書館や市民活動センター等の利用時間延長を図ります。

<主な開館時間の変更>

施設機能	現行	新施設
図書館	9時30分～20時 (月・土・日・祝は17時まで)	21時 <sup>(※)</sup> まで延長
市民活動センター	9時30分～18時 (水・金は22時まで)	9時～22時
子育て(一時預かり)	9時～17時	8時30分～18時

※20時(土日祝は19時)以降は自動貸出機対応

##### ② 休館日

これまで各施設において実施してきた定期的な休館日(図書館:毎週火曜日など)については、施設の維持管理に支障のない範囲でできるだけ減らし、市民の利便性向上を図ります。

なお、公共施設として安定したサービスを提供するため、建物設備の適切なメンテナンスや、図書館の資料の点検、蔵書の入れ替えなど、一定の休館日対応も考慮し、新施設の休館日の考え方を以下のとおりとします。

<主な休館日の変更>

施設機能	現行	新施設
図書館	火曜日休館	毎週休館日をなくす <sup>(※)</sup>
市民活動センター	月曜日休館	〃
子育て(一時預かり)	日曜日休館	〃
子育て(窓口)	日曜日休館 (土曜日は一部業務を実施)	〃 (必要な窓口を実施)

(※)月2日程度の全館休館日に統一。また、全館的な保守メンテナンスなど、臨時休館日を適宜設定。



③ 開館時間と休館日まとめ

上記の方向性に基づき、開館時間及び休館日を次のとおりまとめます。

なお、業務の効率化や省力化の取組として、諸室の貸出業務を全館管理に一元化するほか、図書館の20時以降について、カウンターを無人化し自動貸出機による対応とするなどの対応を検討します。

また、運営開始後も、利用状況などを踏まえ、定期的にその効果を確認し柔軟に見直していくこととします。



写真：自動貸出機

< 現行の開館時間等 >

	月	火	水	木	金	土	日	備考
ホール・会議室	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	月1日休み
図書館	9:30～17:00	休	9:30～20:00	9:30～20:00	9:30～20:00	9:30～17:00	9:30～17:00	
子育て(窓口)	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	休	土曜日は一部業務を実施
子育て(一時預かり)	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	休	
市民活動センター	休	9:30～18:00	9:30～22:00	9:30～18:00	9:30～22:00	9:30～18:00	9:30～18:00	祝日休み



< 新施設の開館時間等 >

	月	火	水	木	金	土	日	備考
ホール・会議室	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	
図書館	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	9:30～21:00	火曜日開館、21時まで時間延長
子育て(窓口)	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	8:45～17:15	土日は必要な窓口を実施
子育て(一時預かり)	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00	日実施、開始と終了時間を延長
市民活動センター	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00	月祝開館、開始と終了時間を延長

※月2日程度の全館休館日を設ける。

< 開館時間と関連する諸室等 >

エリア・機能	開館時間の方針	関連する 主なフロア・諸室
全館	<b>8時30分～22時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の開館時間を包含する利用時間を設定します。</li> </ul>	1階：総合案内・守衛室等
ホール等施設	<b>9時～22時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行(クリエイトセンターや旧市民会館)の開館時間を基本に、引き続き市民の利用しやすい設定とします。</li> </ul>	1階：多目的ホール等 M2階：管理事務室等 3階：文化系多目的室・楽屋等 4階：大ホール・ホワイエ等 7階：会議系多目的室
図書館	<b>9時30分～21時(20時以降[土日祝 19時以降]は自動貸出機による対応)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な運営対応を前提に、従来よりも時間を延長します。</li> <li>土日の夕方は利用者が少ないことから、早めの自動貸出機対応とします。</li> </ul>	2階：えほん広場/こども系 3階：図書コーナー(アート) 4階：図書コーナー(雑誌系) 5階：開架閲覧室、事務室 6階：開架閲覧室 7階：交流ホワイエ(宇宙・天文)
子育て世代包括支援センター	<b>8時45分～17時15分(窓口業務)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土日にも必要な窓口を実施します。</li> </ul> <b>8時30分～18時(一時保育室での一時預かり)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外の一時保育対応も検討します。</li> </ul>	1階：屋内遊び場、一時保育室 調理実習室



エリア・機能	開館時間の方針	関連する 主なフロア・諸室
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内遊び場については、運営主体の意向やサービス内容を踏まえ利用時間を検討します。</li> </ul>	2階:こどもひろば、子育て交流室、子育て支援・母子保健施設、センター事務室等
市民活動センター	<b>9時～22時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行よりも時間を延長します。</li> <li>7階は、交流ホワイエや屋上広場など共用スペースも多いことから、夜間も運営スタッフがいることで安心して利用できる運用とします。</li> </ul>	7階:市民交流スペース、コワーキングスペース、事務室、ワークコーナー等
プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な使い方や市民サービス向上を図るべく、柔軟な利用時間の検討を進めます。</li> </ul>	7階:プラネタリウム、科学ギャラリー
(その他) 共用スペース等	<b>8時30分～22時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全館と同じ開館時間を基本とします。</li> <li>カフェテナント部分については、運営主体の動向などを踏まえ、今後検討します。</li> <li>イベント等での利用時間はワークショップ等を通じて検討します。</li> </ul>	1階:飲食施設/カフェテリア、オープンギャラリー等 7階:交流ホワイエ・屋上広場 各階:ロビー空間等
屋外(芝生広場)	<b>常時開放</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>芝生広場は誰でも気軽に立ち寄れる公園として、常時開放を基本として検討します。</li> </ul>	外部:芝生広場等

<参考> 他市複合施設の開館時間

項目	MallMall「まるまる」都城市図書館	大和市文化創造拠点シロウス	みんなの森ぎふメディアコスモス
施設概要	自治体 都城市 開館年 平成30年 延床面積 8,046㎡(未来創造ステーション除く) 施設機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>図書館</li> <li>未来創造ステーション(セミナー室・コワーキングスペースなど)</li> <li>まちなか広場(屋根付き屋外広場)</li> <li>まちなか交流センター(キッチン・会議室など)</li> <li>保健センター</li> <li>子育て世代活動支援センターふれびか</li> </ul>	大和市 平成28年 22,904㎡ 施設機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化ホール</li> <li>生涯学習センター</li> <li>図書館</li> <li>こども図書館</li> <li>屋内こども広場</li> <li>市民交流ラウンジ</li> <li>駐車場等</li> </ul>	岐阜市 平成27年 15,444㎡ 施設機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館</li> <li>市民活動交流センター(多文化交流プラザを含む)</li> <li>展示ギャラリー、ホール</li> </ul>
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館 9:00～21:00</li> <li>未来創造ステーション 9:00～22:00</li> <li>まちなか広場 9:00～21:00</li> <li>まちなか交流センター</li> <li>保健センター</li> <li>月・火・水・金・第2日曜 8:30～17:15</li> <li>木曜 8:30～19:00</li> <li>子育て世代活動支援センター(子育て支援センター)9:00～17:00 おひさまテラス・プレイルーム～18:00</li> </ul> <p>未来創造ステーション/セミナー室・コワーキングスペースなど(9時～22時)、図書館(21時まで)、子育て(17時や18時まで)など、<b>施設内容に応じた開館時間</b>としている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化ホール 9:00～22:00</li> <li>生涯学習センター 9:00～21:30</li> <li>図書館 9:00～21:00(日曜祝日 20:00まで)</li> <li>こども図書館 9:00～19:00</li> <li>屋内こども広場 9:00～19:00</li> <li>市民交流ラウンジ 9:00～21:00(日曜祝日 20:00まで)</li> <li>駐車場・駐輪場 8:15～22:30</li> </ul> <p>芸術文化ホール(9時～22時)に対し、図書館(21時まで)や生涯学習C(21時半まで)、屋内こどもひろば(19時まで)など<b>施設内容に応じた開館時間</b>としている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体 9:00～21:00</li> <li>中央図書館 9:00～20:00</li> <li>駐車場 8:30～21:30</li> <li>カフェテナント 8:00～21:00</li> <li>市民活動交流センター(多文化交流プラザ) 月～金曜日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:45</li> </ul> <p>全体は9時～21時までの利用時間で、図書館は20時まで、店舗は8時～21時までとするなど<b>施設や機能に応じて柔軟な開館・利用時間設定</b>としている</p>

写真・各情報は各施設HP及び自治体HPより整理・転載



## (2) 利用区分・時間設定

市民や団体等が予約等(利用料金)により使える貸室については、わかりやすく利用しやすい利用区分をめざします。今後実施予定の市民ワークショップを通じて、できるだけ多様な使い方に対応できる利用区分や貸出ルール等について検討を行うこととします。

### ① ホール等施設

主な貸室・貸しスペース	利用区分の考え方
<b>【大ホール】</b> ・ホール1階席・2階席 ・舞台 ・大・中・小楽屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホール全体、1階席のみ、舞台のみ利用といった多様な利用形態・メニューを設定します。</li> <li>楽屋は、ホールイベント時の利用のほか、会議室としての利用も想定します。</li> </ul>
<b>【多目的ホール】</b> ・多目的ホール ・小楽屋、控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホールは1階のオープンギャラリーと一体となった利用形態についても検討します。</li> <li>小楽屋等はイベント時以外での会議室利用も想定します。</li> </ul>
<b>【多目的室】</b> ・リハーサル室 ・音楽スタジオ ・音楽系多目的室 ・ダンス系多目的室 ・会議系多目的室 ・和室	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハーサル室はホールや楽屋との一体的な貸室利用も想定します。</li> <li>大規模イベント時の貸し切り対応も考慮します。</li> <li>和室は屋上広場やホールイベントとの同時予約利用なども想定します。</li> </ul>
・調理実習室 ・子育て交流室	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的室や他施設の貸室との整合性図りつつ、それぞれの特性に応じた利用区分を検討します。</li> </ul>

### ② 市民活動センター

主な貸室・貸しスペース	利用区分の考え方
・市民交流スペース ・コワーキングスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>コワーキングスペースについては、気軽に使える利用区分を検討します。</li> <li>市民交流スペースについては、多様な人が使えるフリースペースとしますが、オープンスペースを活用した市民活動なども想定されることから、一定のルール作りを検討します。</li> </ul>

### ③ プラネタリウム

主な貸室・貸しスペース	利用区分の考え方
・プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>上映会だけでなく、プラネタリウムスペースを活用した多目的利用にも対応できる利用区分を検討します。</li> </ul>

### ④ その他広場・共用部

新施設では、広場をはじめ、1階のエントランスホールに面した「オープンギャラリー」や7階の「交流ホワイエ」、「屋上広場」など、さまざまな企画イベントに利用できるオープンスペースが整備される予定です。

これらの共用空間においても、催し物の内容や使い方に応じた利用区分、時間の考え方を市民ワークショップも実施しながら検討していきます。

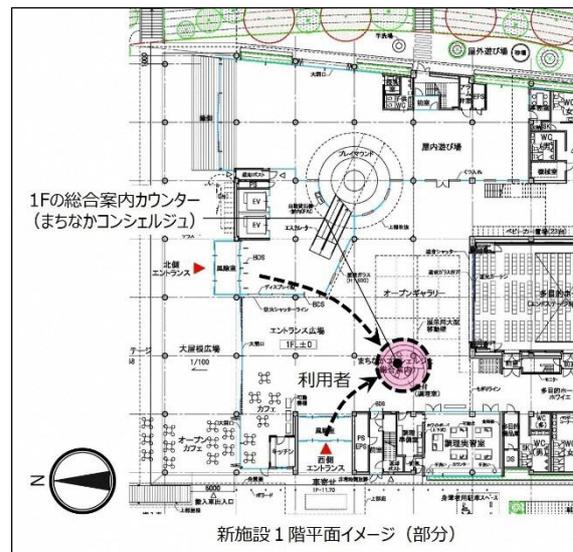


### (3) 予約手続き

貸室等の空き状況確認や予約申請を、パソコンやスマートフォンから行うことができる「茨木市施設予約システム」を利用し、市民がいつでも気軽に利用できるように環境を整えます。

また、現地での申し込みとして、1階に設置する総合案内(まちなかコンシェルジュ)において貸室対応を総合的に行うなど、施設運営に係る事務の効率化・標準化を図りつつ、市民にとってわかりやすく利便性の高い運営サービスを進めます。

なお、ホール設備使用等の個別調整については、ホール運営窓口において行います。



### (4) 利用ルール

個別施設ごとにコンセプト等に基づき必要とされる規則のほかに、広場や館全体として、飲食可能なエリア設定や共有空間の貸出など、「使う」ことを前提としたルールづくりを、実際に「使う」市民や運営主体とともに、ワークショップなどを通じて検討していくこととします。

### (5) 整理・検討事項

指定管理などの管理運営手法や利用区分、使用料等については、条例に規定する必要があります。スムーズに運営を開始するために、指定管理者等の準備期間を考慮すると、令和4年3月議会において、条例案を上程したいと考えていますが、それまでの間に、下記の課題などについて整理・検討する必要があります。

- ① 「子どもの遊び場」及び「全館管理」について、指定管理とするか、委託とするのかの検討
- ② 「プラネタリウム」について、運営手法の検討
- ③ ホールや貸出諸室の利用区分、使用料等の検討
- ④ エントランスやフリースペース等の管理、利用区分、使用料等の検討



## 4 維持管理経費と多様な財源

### (1) 維持管理経費等

施設の維持管理等に係る経費としては、建物や設備の保守管理やホール(舞台)の特殊設備保守管理費、清掃業務費や警備業務費、外構・植栽等の管理業務費のほか、光熱水費などが必要となり、他の複合施設での事例を踏まえた試算では、年間約2億円～3億円程度の経費が見込まれます。

なお、維持管理経費については、その縮減に向け、右に示すハード面での工夫も取り組んでいます。

上記とは別に、運營業務として、施設全体の総合企画・調整や総合案内・受付業務のほか、ホール(文化事業)や子育て等各施設機能における人件費、事業実施等に伴う委託料、指定管理料等が見込まれます。

これら運営経費を中心とした管理運営費については、今後の具体的な人員体制や事業内容、業務範囲設定等の進捗に応じて、適切な費用を検討していきます。

#### <維持管理費縮減の工夫>

##### <参考>

施設の設計(ハード面)においても、維持管理費削減の工夫を行っています。

##### 【取組み例】

- ・ 床冷暖房輻射方式の採用による空調コストの削減
- ・ 自然採光、自然換気のしやすい建物による電気代の削減
- ・ 植栽散水への井水利用、芝生広場へのスプリンクラー設置(水道代や維持管理人件費の削減)



## (2) 財政貢献・市民参画のための仕組み

新施設の管理運営(整備も含む)にあたっては、多様な財源確保と身近で親しみやすい施設づくり(市民参加など)を目的に、以下の取組みを行います。

### ① 寄付の募集

ふるさと納税の仕組みを利用して、寄付の募集を行います。寄付へのお礼として、お礼状や銘板の設置のほか、オープニングコンサートへの招待やグランドピアノの演奏体験など、“コト”(体験や経験等)の視点による返礼品も検討します。

#### <寄付制度の導入・返礼事例>



### ② クラウドファンディング

アイデアやプロジェクトを広く呼びかけ、さまざまな人から共感を得て資金を集めるクラウドファンディングの手法は、目的が明確化される分、自分たちが資金援助して手掛けた施設や空間として、愛着や興味をより一層高める仕組みとなり得ることから、導入を検討します。

クラウドファンディングは、テーマやストーリー性が必要であることから、マッチする対象施設機能等を検討しながら導入することとしますが、具体的な目標額等については、目的の実施に必要な概算経費を算出してから定めることとします。



#### <クラウドファンディングの対象として考えられる施設機能例>

2階に設置する「おはなしの家」

→ 茨木在住の芸術家井上直久氏による絵画から飛び出してきたような内外装

1階「子どもの遊び場」や4階で検討する「子ども若者のサードプレイス」

→ 子どもたちの遊び場(遊具)や内装



### ③ ネーミングライツ

新施設におけるネーミングライツの導入を検討します。ただし、利用者の混乱や、愛着が湧きにくくなるなどの懸念もあることから、施設全体の名称ではなく、施設機能ごとの導入を検討します。



施設そのものではなく、大ホールや多目的ホールなど、個別施設の名称として導入を検討します

ネーミングライツについては、今後事業者へのヒアリング等により導入可能性を探ります。  
なお、ネーミングライツにより得られた対価については、新施設の建設費用等イニシャルコストではなく、維持管理経費等の軽減に充てる予定とします。

#### <ネーミングライツ導入事例>

##### ■ 東大阪市

令和元年9月にオープンした東大阪市文化創造館内の大ホール及び小ホールのネーミングライツパートナーを、公募により決定しています。



「Dream House大ホール」  
＜大阪ホーム販売(株)＞



「ジャトーハーモニー小ホール」  
＜ジャトー(株)＞

##### ■ 高槻市

令和4年度にオープン予定で現在整備が進められている高槻城跡公園芸術文化劇場内の大ホール及び小ホールのネーミングライツパートナーを、公募により決定しています。



「トリシマ大ホール（予定）」  
＜(株)西島製作所＞



「太陽ファルマテックホール（予定）」  
＜太陽ファルマテック(株)＞

写真等は各自治体HPより転載



#### ④ 親しみを育む愛称・ロゴマーク

新施設の名称には、茨木らしさを備えつつ、キーコンセプトである「育てる広場」や、デザイン・設計におけるテーマである「立体的な公園」にマッチした、親しみを感じられるような愛称やロゴを設定します。



##### ■ 愛称

市民とともに施設を使いながら「育てていく」という方向性を踏まえ、一般からの公募を検討します。

##### ■ ロゴマーク

愛称や施設デザイン、モチーフなどをデザイン的に図化しつつ作成されることが多く、デザイン性だけでなく、施設の雰囲気やサイン計画等との親和性等を含め検討することが重要です。

→ 最も施設デザイン等に精通しているJV事業者において作成することとします。

#### < 公共複合施設の愛称・ロゴマーク事例 >

■ 海南市  
市民交流施設  
「海南ビノス」

海南  
nobinos



■ 延岡市  
駅前複合施設  
「エンクロス」

FREE になれる駅、エンクロス

encross



■ 高知市  
新図書館等複合施設  
「オーテピア」

オーテピア  
OTEPIA



ロゴマーク・施設写真は各施設HPより転載

## 第4章



### 今後の進め方

- 1 跡地エリアの全体スケジュール
- 2 今後の進め方

第4章では、今後の跡地エリア全体のスケジュールや進め方について示します。

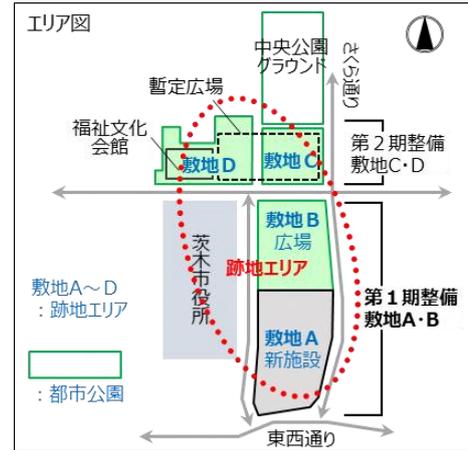


## 1 跡地エリアの全体スケジュール

跡地エリア全体の施設整備や管理運営に係るスケジュールは以下のとおりです。

先行する敷地A・Bの新施設の設計・施工事業を第1期として、続く第2期の敷地C・D整備に向けた検討を進めます。

また、周辺道路等の関連するエリアにおいても、2コア1パーク構想における魅力あるパーク空間のあり方などを検討しながら、エリア全体として中心市街地にふさわしいまちづくりの実現に向けて、各事業の整合を図りながら進めていきます。



<跡地エリア整備のスケジュール>

項目	年度 月	R2年度 (2020)		R3年度 (2021)		R4年度 (2022)		R5年度 (2023)		R6年度 (2024)		R7年度 (2025)		R8年度 (2026)	
		4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3
■管理運営関連 【新施設・広場】		管理運営 計画策定		詳細検討 条例制定・管理 運営者募集選定				ホール等 事前予約							
				▼条例制定				ホール 開館準備							
								ホール 開館準備 → プレ事業など							
■敷地A・B 【DB事業】	1期	基本・実施設計 (先行工事)		建設工事				▼部分供用 (ホール以外)							
								▼全館供用							
								部分 供用							
										全館供用					
■敷地C・D 【暫定広場】	2期	暫定 広場 整備		暫定広場供用 (社会実験など)											
										(工事エリアにより調整)					
■敷地C・D 【整備事業】				第2期 整備計画		第2期整備 設計等		福祉文化 会館解体		第2期 整備 工事		供用			

※現時点の予定であり、進捗により変更となる可能性があります。



## 2 今後の進め方

### ■ 魅力のある施設の管理運営実現に向けて

- ・ 管理運営計画で示した方向性に基づき、各施設機能においては、事業展開の具体化を検討していきます。
- ・ 市民ワークショップを実施しながら、市民と一緒に「使い方」を考え、利用区分を検討します。
- ・ 他市の類似施設や市内の他施設とのバランスも図りながら、適切な料金設定等について検討します。
- ・ 寄付やクラウドファンディング、ネーミングライツ等の取組については、順次、実施に向けて手続き等を進めます。
- ・ 開館までに十分な準備期間を設けるために、令和4年3月議会を目途に必要な条例案をまとめ、令和4年度から指定管理者等の募集をめざします。
- ・ 引き続き市民ワークショップ等を開催し、施設の使い方や担い手づくりのワーキングを進めながら、市民がより主体的に使える、あるいは支えていく役割を見つけるなど、市民目線での管理運営の実現に向けて検討します。



## 市民会館跡地エリア(新施設・広場)管理運営計画

令和3年(2021年)5月

編集・発行

茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL: 072-655-2757

FAX: 072-623-3025

E-mail: [atochi@city.ibaraki.lg.jp](mailto:atochi@city.ibaraki.lg.jp)



市民会館跡地エリア（新施設・広場）管理運営計画



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。